

教育法規を学ぶ近道

菱村 幸彦

学校管理規則からアプローチ

教育法規を学ぼうと思って、いざ法令集を手にとると、まずはその分量の厚さにたじろぐ。一体、こんな膨大な条文のどこをどうやって検索するのか。

しかし、学校管理職ともなれば、教育法規について、ある程度の知識と理解が欠かせないことも痛感する。そこで思うのは、なにか教育法規を簡単にマスターできる近道はないものか。

昔から“学問に捷径なし”という。教育法規をマスターするにも近道はない……が、実は一つだけある。管理主事など教育法規を本格的に扱う人には通用しないが、指導主事や校長・教頭になって、学校運営についての最小限の法規の知識と理解を得たいと思っている人には、有効な方法があるのだ。

それは、学校管理規則からアプローチする方法である。学校管理規則ならたいして分量はない。多くても十数ページ、条文の数で50か60ぐらいか。これなら、なんとかなる。

学校管理規則は、学校運営について教育委員会と学校との間で、仕事をどう分担するかを決めた規則である。学校運営を合理的・効率的にするためのルール集なのだ。

学校運営は、大きく分ければ、人的運営・物的運営・教育的運営の三つに分かれ、それぞれに数多くの法令が定められている。学校管理規則は、そうした多くの法令のなかから学校運営に最も必要なものだけを精選してまとめたものとなっている。いわば、教育法規の重要条文アンソロジーといえようか。

だから、仮に教育法規に詳しくなくても、たとえば、教育課程の編成、教科書の取扱い、児童・生徒の懲戒、進級・卒業の認定、指導要録の作成などに際し、学校管理規則の定める基準や手続きに従って処理すれば、教育法規にのっとった学校運営となる

わけだ。その意味で、学校管理規則は教育法規の早わかりテキストであり、学校運営の法的マニュアルでもある。

学校運営の法的マニュアル

では、学校管理規則をどう読むか。まずは、学校管理規則を実際に手にして、逐条的に読んでみるのだ。だが、抽象的な条文に目を通すだけでは、学校管理規則を読んだことにはならない。学校管理規則を読むということは、個々の条文の背後にある法令について理解することである。

例をあげよう。学校管理規則に補助教材の承認や届け出の規定がある。この規定の背後には、二つの法令がある。

一つは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の「教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせる」という条文。もう一つは、学校教育法第21条第2項の「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」という条文だ。この二つの条文に書かれている内容を理解することが必要なのだ。

いま、全国的に学校管理規則の見直しが進行中である。この際、学校管理職の法規研修として学校管理規則をテーマとする講座を設けるのも有効ではないか。(ひしむら・ゆきひこ=国立教育研究所名誉所員)

…新年、あけましておめでとうございます。年頭に当たって、21世紀わが国の教育が希望に満ちたものでありますよう祈念しております。そのため本紙は、よりよい指導行政の一助となるよう努力してまいります。読者諸先生のいっそうのご支援・ご鞭撻をお願い申しあげる次第でございます。

本紙はホームページでも閲覧できます
新しい図書目録出来！ご希望の方に急送致します

1月の新刊

注文・予約受付中！ お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

『教職研修』緊急増刊！定価2,350円(税込)

菱村 幸彦編 定価2,310円(税込)

『新指導要録全文と要点解説』

『新・学校管理規則の読み方』